



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

国営土地改良事業地区調査

佐賀中部地区受益面積等調査業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

事業名	国営土地改良事業地区調査	相見登規 (1 / 2)
業務名	佐賀中部地区受益面積等調査業務	

[illegible]

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名 国営土地改良事業地区調査

業務名 佐賀中部地区受益面積等調査業務

業務別業務名:佐賀中部地区受益面積等調査業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単一 1号 ***					
S02115	技師（C）		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	技師（C）			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04006 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04006	技師（C）	1,000	人	42,500	42,500	
	合 計				42,500	算出数量 1,000 人
	単 価				42,500	
	*** S単一 2号 ***					
S63003	（1）準備作業		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,2.00人,2.00人,0.00人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	2.00人 2.00人		深夜時間:0.0		
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	2.00人 0.00人				
	7)技術員の人数	0.00人				
R04003	主任技師	2,000	人	70,900	141,800	
R04004	技師（A）	2,000	人	62,600	125,200	
R04005	技師（B）	2,000	人	49,300	98,600	
	合 計				365,600	算出数量 1,000 式
	単 価		式		365,600	
	*** S単一 3号 ***					
S63003	（1）一筆調書の更新		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,5.00人,10.00人,15.00人,15.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	1.00人 5.00人		深夜時間:0.0		
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	10.00人 15.00人				
	7)技術員の人数	15.00人				
R04003	主任技師	1,000	人	70,900	70,900	
R04004	技師（A）	5,000	人	62,600	313,000	
R04005	技師（B）	10,000	人	49,300	493,000	
R04006	技師（C）	15,000	人	42,500	637,500	
R04007	技術員	15,000	人	36,700	550,500	
	合 計				2,064,900	算出数量 1,000 式
	単 価		式		2,064,900	
	*** S単一 4号 ***					
S63003	（2）3条資格者の整理		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,0.00人,1.00人,3.00人,8.00人,8.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	0.00人 1.00人		深夜時間:0.0		
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	3.00人 8.00人				

事業名	国営土地改良事業地区調査					
業務名	佐賀中部地区受益面積等調査業務					
業務別業務名:佐賀中部地区受益面積等調査業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	7)技術員の人数	8.00人				
R04004	技師（A）					
R04005	技師（B）	1.000	人	62,600	62,600	
R04006	技師（C）	3.000	人	49,300	147,900	
R04007	技術員	8.000	人	42,500	340,000	
		8.000	人	36,700	293,600	
	合 計				844,100	算出数量 1.000 式
	単 価		式		844,100	
	*** S単－ 5号 ***					
S63003	（3）地図情報データの更新		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,0.00人,1.00人,3.00人,5.00人,5.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)技師長の人数	0.00人		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数	0.00人		深夜時間:0.0		
	4)技師Aの人数	1.00人				
	5)技師Bの人数	3.00人				
	6)技師Cの人数	5.00人				
	7)技術員の人数	5.00人				
R04004	技師（A）					
		1.000	人	62,600	62,600	
R04005	技師（B）					
		3.000	人	49,300	147,900	
R04006	技師（C）					
		5.000	人	42,500	212,500	
R04007	技術員					
		5.000	人	36,700	183,500	
	合 計				606,500	算出数量 1.000 式
	単 価		式		606,500	
	*** S単－ 6号 ***					
S63003	（1）点検取りまとめ		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,2.00人,3.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)技師長の人数	0.00人		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数	1.00人		深夜時間:0.0		
	4)技師Aの人数	2.00人				
	5)技師Bの人数	2.00人				
	6)技師Cの人数	2.00人				
	7)技術員の人数	3.00人				
R04003	主任技師					
		1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師（A）					
		2.000	人	62,600	125,200	
R04005	技師（B）					
		2.000	人	49,300	98,600	
R04006	技師（C）					
		2.000	人	42,500	85,000	
R04007	技術員					
		3.000	人	36,700	110,100	
	合 計				489,800	算出数量 1.000 式
	単 価		式		489,800	
	*** S単－ 7号 ***					
S63010	打合せ（設計業務基準日額）		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ（設計業務基準日額） 一般工種,着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.5日,0.2日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
				基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種		深夜時間:0.0		
	2)打合せ	着手前・最終				
	3)設計用主任技師人数	1.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				

事業名	国営土地改良事業地区調査					
業務名	佐賀中部地区受益面積等調査業務					
業務別業務名:佐賀中部地区受益面積等調査業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.200日				
R04003	主任技師					
		0.700	人	70,900	49,630	
R04004	技師 (A)					
		0.700	人	62,600	43,820	
	合 計				93,450	算出数量 1.000 回
	単 価		回		93,450	
	*** S単- 8号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 一般工種,中間,0.00人,1.00人,1.00人,0.00人,0.5日,0.2日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種	一般工種		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)打合せ	中間		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)設計用主任技師人数	0.00人		深夜時間:0.0		
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	1.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.200日				
R04004	技師 (A)					
		0.700	人	62,600	43,820	
R04005	技師 (B)					
		0.700	人	49,300	34,510	
	合 計				78,330	算出数量 1.000 回
	単 価		回		78,330	
	*** S単- 9号 ***					
S63023	電子納品版業務報告書作成		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	電子納品版業務報告書作成 1,A-4,1000,10cm,0			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)報告書部数(部)	1.000		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)規格区分	A-4		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)枚数区分(枚)	1000		深夜時間:0.0		
	4)厚さ区分	10cm				
	5)CD-R枚数(枚)	0.000				
P43504	報告書焼付代 (コピー) A-4以下 1000枚	1.000	部	12,700	12,700	
P43544	簡易加除式ファイル A 4縦型幅10cm(チューブ・パイプファイル)	1.000	冊	886	886	
P43602	C D-R C D-R(記録面色素フタロシアニン)700MB	0.000	枚	47	0	
	合 計				13,586	算出数量 1.000 式
	単 価		式		13,586	
	*** S単- 10号 ***					
S63031	《打合せ (設計旅費・交通費)》		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	《打合せ (設計旅費・交通費)》 一般工種・解析等調査業務,着手前・最終,通勤により打合せ,一般 交通機関,0日,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種・解析等調査業務		深夜時間:0.0		
	2)打合せ内容	着手前・最終				
	3)主任技師配置人員	1人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)宿泊区分	通勤により打合せ				
	8)交通機関区分	一般交通機関				
	9)高速道路往復料金 (税別)	0円				
	10)鉄道往復1人当料金 (税別)	1,800円				
	11)バス往復1人当料金 (税別)	0円				
	12)船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	13)航空往復1人当料金 (税別)	0円				
	14)ライトバン使用日数	0日				
	16)宿泊料金1式当料金 (税別)	0円				
	17)宿泊手当1式当料金 (税別)	0円				

[illegible]

[illegible]

令和 8 年度地区調査
佐賀中部地区受益面積等調査業務

特 別 仕 様 書

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 令和8年度地区調査 佐賀中部地区受益面積等調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、地区調査「佐賀中部地区」の実施に当たり、事業計画策定の一環として、受益面積の更新等を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務の対象位置は、佐賀県佐賀市及び小城市地内で、別添位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 業務実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、業務の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有するものとする。
- (3) 受注者は業務内容を把握し、業務期間中に監督職員が資料の提出を求めた場合は速やかにこれに応じるものとする。

（管理技術者）

第 1－6 条 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、 農村地域・資源計画
博士	当該業務に関連する 学術部門	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

（担当技術者）

第 1－7 条 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第 1－8 条 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

（１）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

（２）農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第 1－9 条 受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提出しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 本業務の基本的事項に関しては、次の基準・指針等を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	平成15年8月
2	国営土地改良事業調査計画マニュアル	農業土木事業協会	平成5年3月

(設計及び作業条件)

第2-2条 本業務における設計及び作業条件は、次のとおりである。

受益面積：約9,600ha

筆 数：約41,000筆

3条資格者：約6,700名

(参考図書)

第2-3条 設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料等)

第2-4条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	資料名	数量
1	令和7年度地区調査 佐賀中部地区受益面積調査業務 報告書	1式
2	関係市の農地台帳（令和8年）	1式
3	関係市の土地登記簿（令和8年）	1式
4	佐賀土地改良区の土地原簿（令和8年）	1式
5	その他業務実施上、監督職員が必要と認める資料	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条 第2-3条及び第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-6条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた成果としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間（予定）
1	令和8年度地区調査 佐賀中部地区事業計画書（案）他とりまとめ業務 （仮称）	令和8年5月～令和9年3月
2	令和8年度地区調査 佐賀中部地区経済効果算定業務	令和8年4月～令和9年2月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙1【作業項目内訳表】に示すものとする。

【作業項目表】

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1式	
2. 一筆調書の更新	1式	
3. 点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 業務履行中において、一部成果物の提出を求めることがあるが、受注者はこれに協力するものとする。
- (4) 共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の添付は行わないものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（突合結果の確認段階）

第3回 中間打合せ（受益面積の更新段階）

第4回 中間打合せ（3条資格者反映段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

打合せ方法については、対面方式からWeb方式に変更する場合がある。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(開示用成果物の作成及び提出)

第5-2条 第5-1条に記載している成果物(PDFファイル)に含まれる、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報について、システム編集機能により、その箇所を黒塗りにする措置を行い提出しなければならない。なお、3条資格者は約6,700名を想定する。

(1) 開示用成果物の電子媒体(DVD-R等) 1部

(成果物の提出先)

第5-3条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

福岡県久留米市荒木町白口891-20

九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「設計及び作業条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) その他

(業務スライドの試行)

第6-2条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/s ekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適當となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。

(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。

(7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7-1 条 この特別仕様書に定めなき事項又は、この業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1 【作業項目内訳表】

I. 設計作業

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1. 準備作業	貸与資料の内容を把握し、業務計画を樹立する。	1 式
2. 一筆調書の更新		
(1) 一筆調書の更新	令和 7 年度業務で整理した一筆調書について、発注者が貸与する土地原簿及び農地台帳を踏まえた更新作業（農地転用、土地改良区組合員及び耕作者変更の反映）を行う。 なお、3 条資格者は約 6,700 名、筆数は約 41,000 筆を想定する。	1 式
(2) 3 条資格者の整理	2. (1) で更新した一筆調書について、佐賀市及び小城市での 3 条資格者の確認に必要とする死亡者、相続及び共有地等情報の 3 条資格者の確認用リストを作成する。 また、3 条資格者の確認用リストを基に佐賀市及び小城市が確認した結果を一筆調書に反映する。 なお、3 条資格者は約 6,700 名、筆数は約 41,000 筆を想定する。	1 式
(3) 地図情報データの更新	2. (1)、(2) での一筆調書の更新内容について、令和 7 年度業務で整理した地図情報データ（GIS データ）を更新する。 なお、3 条資格者は約 6,700 名、筆数は約 41,000 筆を想定する。	1 式
3. 点検取りまとめ	各作業項目の成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式

